**会則（例）**

**（名称）**

第1条　本会の名称は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　という。

**（目的）**

第2条　本会は

について学び、会員相互の学習の向上及び親睦を図ることを目的とする。

**（活動場所）**

第3条　本会の主な活動場所は、八千代市立緑が丘公民館とする。

**（活動）**

第4条　第2条の目的を達成するため、次の活動を継続的に行う。

（１）　1ケ月につき　　　回学習会を行う。

（２）　成果発表のため、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を行う。

（３）　 会員相互の親睦を図るため、　　　　　　　　　　　　　　を開催する。

**（会員）**

第5条　会員の対象は、本団体の目的に賛同する者とする。

**（役員）**

第6条　本団体に、次の役員を置く。

（１）　会長

（２）　副会長

（３）　会計

（４）　書記

２　役員の任務は次のとおりとする。

（１）　会長は会務を総括し、本会を代表とする。

（２）　副会長は会長を補佐する。

（３）　会計は会の会計を処理する。

（４）　書記は会の活動を記録し提出書類を作成する。

３　役員は、会員の互選により選出する。

４　役員の任務は　　　　年とする。ただし、再任を妨げない。

**（会費）**

第7条　本会の運営は、会員が納める1ケ月につき　　　　　　円の会費をもってあてる。

**（会計）**

第8条　会計は、年度末に決算報告を会員に対して行うものとする。

附則　　この会則は、令和　　　年　　　月　　　日から実施する。